**日 本 ハ ン セ ン 病 学 会 会 則（抜粋）**

平成25年5月30日九次改訂

・

・

・

第２章 会員及び役員

第５条 （会員）本会々員を正会員、学生会員、名誉会員並びに賛助会員の4種に分ける。

(2) 学生会員は、正会員1名以上の推薦のもと、学生証の写しを提出の上、理事会の審議を経て承認された者とする。１年毎に更新する。

・

・

・

会則第１4条による会費内規

1. 本会運営は正会員・学生会員・賛助会員からの会費並びに特別会費による。

2. 正会員は年額 10,000円、学生会員は年額1,000円、名誉会員は免除、賛助会員は年額１口 10,000円として、一口以上とする。

3. 特別会費は会員が意志により普通会費以上に納入する会費であり、定額は定めない。

4. 会費は前納制で、年額を前年度の3月末日までに事務局に納入する。

・

・

・